

病院局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

平成 29 年 1 月 6 日
28川病総庶第1670号

(目的及び設置)

第1条 職員の心と身体健康維持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の処遇改善等を行いたく確な運用を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、病院局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「局推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 局推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、病院事業管理者をもって充てる。
- 3 副本部長は、病院局長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(局推進本部会議)

第5条 局推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 局推進本部の庶務は、病院局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日30川病総庶第111号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日4川病総庶第73号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

病院局総務部長
病院局総務部庶務課長
病院局総務部担当課長（看護調整）
病院局経営企画室長
病院局経営企画室担当課長（経営企画）
病院局経営企画室担当課長（経理）
病院局経営企画室担当課長（多摩病院運営管理）
病院局経営企画室担当課長（病院施設整備担当）
川崎病院長
川崎病院副院長
川崎病院副院長・看護部長
川崎病院事務局長
川崎病院事務局庶務課長
川崎病院事務局庶務課担当課長（経営管理）
井田病院長
井田病院副院長
井田病院副院長・看護部長
井田病院事務局長
井田病院事務局庶務課長
井田病院事務局庶務課担当課長（経営管理）